

平成28年9月9日

北名古屋市議会
議長 沢田 哲 様

北名古屋市議会議員

齊藤 裕美



研修結果報告書

次のとおり研修結果を報告します。

- | | |
|---------|---|
| 1 日 時 | 平成28年8月18日(木)
午前10時30分～0時30分、午後2時～午後4時 |
| 2 場 所 | 小牧市保健センター
一宮市環境センター |
| 3 研 修 名 | 親子手帳と乳幼児発達度チェックアプリについて
ごみアプリについて |
| 4 受講者氏名 | 齊藤 裕美 |
| 5 内 容 | 別紙のとおり |
| 6 所 感 | 別紙のとおり |

備考

- 1 「受講者氏名」の欄は、複数の議員が同一の研修を集団で受講し、その代表者が提出する場合に記入してください。
- 2 「内容」及び「所感」について、欄内に書き納めれない場合は、別の用紙に記載して提出してください。

行政視察

親子手帳と乳幼児発達度チェックアプリについて

日時：2016年8月18日（木）10:30～12:30

場所：小牧市保健センター

研修報告：齊藤 裕美

調査の成果

1. 親子手帳について

平成9年度から、母子保健法の改正によりそれまで実施主体が県であった母子健康手帳の交付事業などの一部母子保健事業が市町村主体事業となった。これを機に小牧市では、小児科医をはじめとする教師・保育士などの専門職や役所の関係課職員、主任児童委員などで構成する「小牧市母子保健推進協議会」を立ち上げた。

母子保健推進協議会で親子を取り巻く問題点として出された一項目に母子健康手帳に関することがあった。それは、「からだの発育や発達面の記録が中心であり、かえって母の不安を助長させるのではないか」というものであった。

「首はすわりましたか」「ひとりで上手に歩きますか」など、未定頸や未歩行であったときに親が不安になるのではという意見であった。母子健康手帳はすべての親子のもとに届くものであるため、「親の力になり、また、心を育てることの大切さを伝えることができる内容を盛り込みたい」と意見が出された。

母子保健推進協議会で母子健康手帳を作成することになった。母子保健推進協議会の考える母子健康手帳の形「親の力になる手帳」にするにはどのような内容していくと良いのか議論した結果

- ① 妊娠中から出産後の子どもの成長がイメージしやすい。
- ② 親の記録が多く残せる。
- ③ 父親も記録で参加できる。

④ 小学校に入学した後も成長の記録として記入できる。

⑤ 思春期の記録ができる。などに集約された。

小牧市母子保健推進協議会のひとりの委員の発言により、平成10年6月から取り組みが始まった小牧市独自の親子健康手帳の作成・活用も今年（平成28年）で19年目を迎えた。この間、親子を取り巻く環境の変化は大きく、必要と思われる内容を親子健康手帳に加えてきた。その結果、初版96ページであった親子健康手帳のページ数も、平成23年度作成版は118ページとなった。今後も、時代の変化とともに内容の充実を重ねていくこととなるが、作成に至った思いを大切に、「親子の力になり、心を育てていくことのできる手帳」として充実させて、この「世界でたった一つの宝物」により自己肯定感を持った子どもとして成長し、その子どもがやがてすばらしい親となって、親子健康手帳を受け取りに来ることを楽しみに今後も努力をしていきたい。との熱い思いを伺いました。

2. 乳幼児発達度チェック（M-CHAT）について

平成27年6月議会において、乳幼児健診における「M-CHAT（エムチャット）」及び「PARS（パース）」の活用についての質問がされた。乳幼児健診において導入している市町村もあり、小牧市における「M-CHAT（エムチャット）」及び「PARS（パース）」の活用について検討していくこととなりました。

平成27年度に母子保健推進協議会で協議した結果、小牧市では親との関係を大切にしたい乳幼児健診を実施しており、今後も大切にしていきたいため、乳幼児健診では「M-CHAT（エムチャット）」及び「PARS（パース）」の活用はしない。しかし、早期に支援につなげるという観点から、「M-CHAT（エムチャット）」及び「PARS（パース）」に関して、活用したいと思う人が活用できるようホームページで情報提供することとした。また、単に情報提供するのみでなく、相談を含めてその後の支援につながるようなホームページを作成し掲載することとなりました。

小牧市ホームページへのアクセス件数と外部リンク「M-CHAT (エムチャット)」のアクセス数の報告があったが、小牧市市民のみのアクセス数とも言えず、同じ方が何度もアクセスしている可能性もあり評価は難しいとのことでした。

外部リンクへジャンプする掲載費用やアプリ使用料などが発生しているかは説明いただいた職員の方では分からないとのこと。

問題点としては、トップページに出てくるとアクセス数が増えるがトップページから下がってしまうと目につきにくくなるため、定期的にトップページに更新していく必要があること。

小牧市としては、「M-CHAT (エムチャット)」を広めるという視点でなく、子どもの発育や発達に不安に思う親の気持ちに寄り添った支援を進めていきます。とのことでした。

全体所感

母子健康手帳は、一般的に「母子手帳」をよばれます。

母子健康手帳は、母子保健法第 16 条に「市町村は、妊娠の届出をした者に対して、母子健康手帳を交付しなければならない」と規定されています。

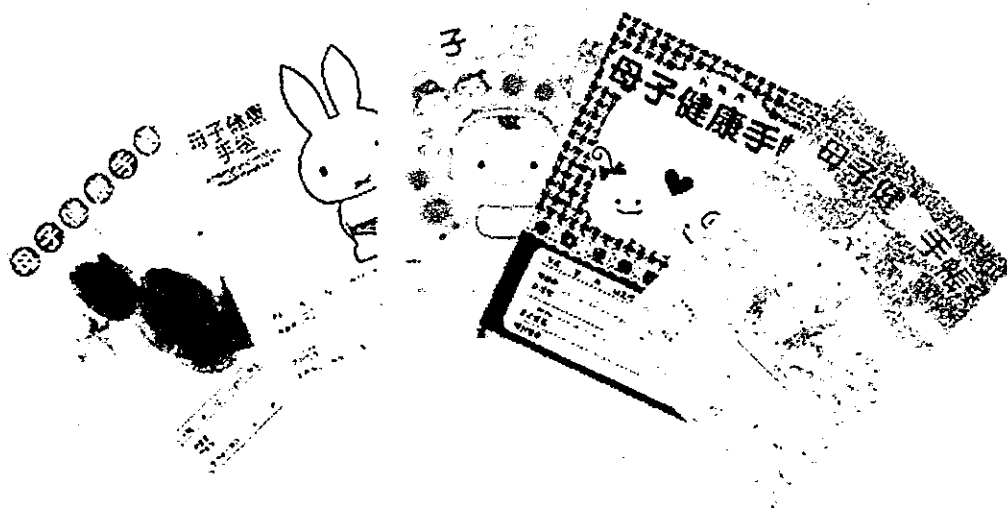
母子健康手帳の内容は、厚生労働省により定められています。

母子健康手帳は妊娠中の経過や妊婦の健康状態、出産の状態、出産後の母体の経過、新生児から 6 歳までの健康診査や保護者の記録、乳幼児身体発育曲線、予防接種の記録など妊娠、出産、育児を一貫して記録するものでこの記録を参考として保健指導や健康診査を行うことを目的に交付されています。

妊娠中の経過、乳幼児期の健康診査の記録、予防接種の記録、乳幼児身体発育曲線など妊産婦自身や医師・保健の担当者が記録する妊産婦や新生児・乳幼児

の記録に関する部分は省令様式で全国统一となっておりますが、表紙のデザインやサイズ、妊産婦の健康管理や新生児・乳幼児に養育に必要な情報、予防接種や母子保健に関する情報、母子健康手帳を利用するにあたっての留意事項などの任意様式の部分は市町村の任意で決定されています。

母子健康手帳が 10 年ぶりに大幅な改正がなされ、平成 24 年 4 月 1 日から全国の市町村で交付されています。



1. 母子健康手帳の意義

母子健康手帳は、母と子の健康と成長の記録であると同時に妊娠と育児に関する育児書ともなっています。

妊娠中の状況、出産時や産後の母体の経過、乳幼児から 6 歳までの成長の過程や保健指導、健康診査の結果などについて、医師や助産師、保健師などが記録し、さらに本人や保護者が確認して記録するようになっています。また、児の予防接種記録も兼ねています。

2. 母子健康手帳は世界にも

日本の母子健康手帳と妊婦健康診査などのシステムは諸外国での評価も高く、日本以外の国で例えば、韓国、タイ、インドネシア、ブータンなどでは開発や普及活動が行われています。また、JICA やユニセフ、NGO などの協力でベトナムやカンボジアなどでは普及プロジェクトが推進中です。

このように日本の母子管理、母子健康手帳はすばらしい制度だといえます。

わが国には、母子の健康を守る方途として母子健康制度があり、母子保健法に基づいて市町村が妊娠の届出をした者に対して交付をしている。妊娠中から出産・産後・育児期と学童期に至るまで、一貫して母と子の健康上の様々な事象を記録にとどめることができるようなスタイルになっている。母親にとっては自由に記載できる部分も多く、子どもの病気時には発達過程もみることができ病気の早期発見と一貫した健康管理、健康の保持増進に役立っている。世界的にも注目をあびている母子保健管理の一方法である。

1. 母子健康手帳の変遷

1) 妊産婦手帳の時代

母子健康手帳の歴史は昭和 17 年に創設された妊産婦手帳に始まる。当時のわが国は第 2 次世界大戦前で国をあげての富国強兵の思想が強く、子どもは次の世代を背負う「小国民」と呼ばれ、『生めよ増やせよ』という標語のもとに出産が奨励されていた。昭和初期くらいまでは、妊娠中には妊娠確定時に医師及び助産婦の診断を受け、後は出産時に診察を受けるといった状況が殆どであり、妊娠中のケアという概念が乏しく出産が無事であればよいという意識が一般的であった。この昭和 15 年当時の妊

産婦死亡率は、出生 100,000 対 239.6 であり、年間の妊婦死亡数は 5,070 人となっており、現代に比べると約 65 倍も高率であった。また、死産原因の 20-30%を占める妊娠中毒症の早期発見と早期治療、早産の予防などに、妊娠中の管理が重要であり、とりわけ、死亡を減少するためには妊娠早期届出、施設分娩の徹底等が必要であった。昭和 17 年 7 月、厚生省令をもって「妊産婦手帳規定」が交付され、世界で初めて妊産婦登録制度が発足した。其の規定の主な条項を紹介すると、

1 条 妊産婦（産後 1 年以内のものを含む）及乳児の保健指導其の他保護の徹底を図る為本令の定むる所に依り妊産婦に妊産婦手帳を交付す

7 条 妊産婦は保健所、医師又は助産婦に就き力めて保健指導を受くべし
妊産婦は保健所、医師又は助産婦に診療、治療、保健指導又は分娩介助等を受けたるときは其の都度妊産婦手帳に診察、治療又は保健指導の要領、新産児の体重、在胎月数等の記載を受くべし保健婦に就き保健指導を受けたるとき亦之に準ず

9 条 妊産婦手帳は行政庁の定むる所に依り妊産婦育児に関し必要なる物資の配給其の他妊産婦及び乳児保護の為必要ある場合に之を使用せしむるものとす この妊産婦手帳の内容は、①表紙、②妊産婦の心得、③妊産婦・新生児健康 状態欄、④分娩記事欄、⑤必要記事欄、⑥出産申告書、となっており四つ折り一枚のリーフレットに近いものであった。当時は戦時下でさまざまなものが配給制度になっており、この手帳を持参すると米、出産用脱脂綿、腹帯用さらし、砂糖などの配給を受けることができた。⑥の出産申告書は現在の出生証明書に近いもので、これも提示によりミルクが手に入るというので届出が軌道にのり、当時の産婦の約 70%が妊産婦手帳の交付を受けていたと推定される。こうして爆発的に普及した妊産婦手帳は昭和 20 年の敗戦の混乱の中も生き続け通算 6 年間も妊婦の支えとしての役割を十分果たした。この妊産婦手帳の成果は、これにより妊婦が妊娠中に医

師・助産婦らによる 健診が習慣づけられたことにあり、「手帳」という親しみやすい名称や、大きさも現在と同じハンドバックに入るサイズにするなどきわめて細かい配慮がされており、この妊産婦手帳こそが今日の母子健康手帳の始まり、原形ともいえる。

2) 母子手帳時代

第2次大戦後、昭和 22 年児童福祉法が成立、公布された。これに基づいて保健所を中心とした母子衛生行政が推進され、その一環として従来の妊産婦手帳 が妊娠中から出産までしか記録ができなかったが、小児まで拡大して「母子手帳」とし、昭和 23 年にその様式が定められた。母子手帳は子どもの健康チェックや予防接種の記録が付け加えられ、名前通り母と子のためのものとなった。その形式も全 24 頁に綴られ、手帳の名にふさわしい形になった。この母子手帳という名称は、内容訂正がいくつも加わりながら昭和 40 年まで 19 年間続いた。そのためか「母子健康手帳」と名前が変わった現在でも母子手帳という名称の方が親しみがもたれている。

母子手帳の具体的な効果の一つとして、入院（施設内）分娩の普及があった。昭和 25 年当時施設内分娩は 4.5%に過ぎず、今日の 99.9%と比較すれば施設内 分娩と家庭分娩との割合がまさに逆転している。またそれに相応して妊産婦死亡率や周産期死亡率が激減している。

3) 母子健康手帳時代

昭和 40 年に母子保健法が成立したのに伴い「母子健康手帳」と改名され現在 に至っている。母子健康手帳は昭和 45 年、昭和 46 年、昭和 48 年、昭和 52 年、昭和 55 年、昭和 62 年に一部改正があり、全面改正は昭和 51 年、平成 4 年にみられた。昭和 51 年の改正では、従来は医学的に細かい記載が多くされるような形であったが、妊婦（母親）たちの自主的な記録欄が増え、母と子の健康記録としての性格が強化された。これは母子保健法の精神に則したもので、「妊婦は自ら進んで母

子保健に関する知識の習得ならびに母性及び乳幼児の健康の保持増進につとめる」と述べられており、従来の消極的な姿勢から妊娠・出産・育児を自主的なものに変換しようという風潮に従ったものである。その一つに妊娠中の体重変化のグラフを自分でつけるようになったり、乳幼児の成長、発育過程記録の問答形式化等に伺われる。平成3年には母子保健法の改正に伴い、手帳交付事務が市町村に委譲され、手帳を構成する記録（医学的記録、保護者等の記録）と情報（行政情報、保健・育児情報）のうち前者は施行規則様式第3条で定めることにより全国統一とし、後者を施行規則第7条中に、妊産婦の健康管理や新生児及び乳幼児の養育に必要な情報、予防接種に関する情報、母子保健に関する制度等についての情報などの記載項目のみを定め、内容については自治体裁量に委ねられた。このことにより、より地域的なきめ細かい情報がもりこめるようになった。平成11年、最新知見による様式の見直しの必要性、幼児期からの肥満予防の重要性等から、一部改正された。改正内容の主な事項として、

- ①乳幼児突然死症候群対策について、
- ②子育て支援に関する相談機関の情報提供、
- ③働く女性の出産・育児を支援する制度に関しての情報提供、
- ④母乳栄養について（乳幼児期の栄養を改訂：3ヶ月頃まではなるべく母乳で）

以上のような経緯から、母子健康手帳制度は幾多の労苦の末、今日に至っている。

愛知県における母子健康手帳 平成10年度に愛知県における母子健康手帳の使用実態を調査する機会があり、愛知県における母子健康手帳に関して、その課題の一部についてのべてみる。

①早期の妊娠届出が必要：大多数の妊婦は、満 11 週以下に受診をしているが、満 11 週以下早期の市町村への届出は全国より低く、最下位のレベルにある。

②記載状況は妊婦自身や子どもの記録は約 80%と高いが、出産前後、産後、育児の不安、感想を記録する自由記載欄は半数と低い。

③外国人のための母子健康手帳の整備：日本に住む外国人が増加して、病院で出産をする妊婦の姿をみかけることが多くなった。

愛知県における外国人登録者数は、1996 年 116,094 人(8.2%)で東京都、大阪府について第 3 位にあり、届出時の国籍の第 1 位はフィリピン、第 2 位ブラジル、3 位中国の順である。回答の得られた 71 市町村のうち妊娠届出のある市町村は 56 市町村、そのうち届出者が「毎月あり」21 市町村。外国人向けの外国語併記の母子健康手帳を配布している市町村は 26 カ所であり、今後に向けて整備が必要と思われる。

改正を繰り返してきた母子健康手帳は平成 12 年 4 月までには整備され新しい内容を盛り込み登場してくる。一人の赤ちゃんのための 1 冊の手帳、ユニセフが世界で進めている子どもの成長カードは、出生後からの記録にとどまり、出生前の記録ができないことを考えると、日本の母子健康手帳の先見性に驚かされ、また、個人情報による管理という現代的課題を先取りしたものと考えられる。世界の中でもこれだけ母子健康手帳が普及している国は非常に少ない。単に便利がよいから使うというだけではなく、常にその時代の母子にマッチできるように、母子健康手帳に関与してきた人たちの発想を学び、努力の跡を振り返ることの必要性を感じている。

マイナンバー制度が始まり、個人記録の一本化が今後さらに進化を遂げていくであろう現在、母子健康手帳の内容がデータベース化され電子カルテとして生涯引き継がれていくであろう。その時に、父

母の思いも記録して残せていくと良いのだが。今後の進化に期待をしたい。

余談となるが、小牧市が推進している自己肯定感獲得 DVD が平成 27 年 8 月から小牧市のホームページ上からも動画が配信されている。誰でもアクセスして Youtube で再生可能になっているので、わが市の保護者にぜひ視聴していただきたいと思います。

妊産婦死亡率や周産期死亡率改善のために進化してきた母子健康手帳を思うとき、ひとり親世帯の増加や様々な家族形態が生まれている現在、母子という名称を外してほしいとの意見もあるが法規上の規定もありできないという。

私としては、母子健康手帳の変遷をふまえ名前は残してほしいと思います。

そして、市民協働推進補助事業として「ママが母子手帳なら、パパは父子手帳」「パパも育児を楽しんじゃおう」と北名古屋市発の「父子手帳」作りに取り組んでいる。との記事がありました。とても素晴らしい取り組みであると思います。男性目線で作り上げる「父子手帳」は、パパたちの目に留まり、「イクメン」が増えるかなとの期待を込め、2017 年 4 月までに 1000 部作成する予定だそうなのでとても期待しています。

北名古屋市の取組に未来が輝いていることを感じています。安心して子どもを産み育てられる街づくりのためにさらに勉強を重ね精進して参ります。